

市之井手浄水場ほか運転等管理委託
プロポーザルに関する質問及び回答

No. 1

質問	資料名	資料集【1. 変更及び更新予定施設の概要】									
	ページ	1									
	項目	1. 変更及び更新予定施設の概要									
	内容	施設更新に伴う業務内容を検討するため、更新時期および更新後施設の仕様等について詳細にご教示願います。									
回答	更新予定施設の供用開始予定時期は以下の通りです。また、更新後施設の仕様等についての詳細は回答できませんが、本委託の維持管理体制に大きな影響はないと考えています。 <table><tr><td>施設名</td><td>供用開始予定時期</td></tr><tr><td>光洋台配水池</td><td>令和 9 年度</td></tr><tr><td>浅海ポンプ場</td><td>令和 1 0 年度</td></tr><tr><td>竹原浄水場</td><td>令和 1 4 年度</td></tr></table>			施設名	供用開始予定時期	光洋台配水池	令和 9 年度	浅海ポンプ場	令和 1 0 年度	竹原浄水場	令和 1 4 年度
				施設名	供用開始予定時期						
				光洋台配水池	令和 9 年度						
				浅海ポンプ場	令和 1 0 年度						
				竹原浄水場	令和 1 4 年度						

No. 2

質問	資料名	募集要領
	ページ	7
	項目	2 3 留意事項／（1 1）
	内容	「物価及び賃金の変動等に対する措置として、委託料を見直すことができることとする。なお、詳細については協議の上、決定する」とありますが、優先交渉権者が契約締結までの期間に協議を行い、契約書に記載するとの認識でよろしいでしょうか？
回答	御質問のとおりです。	

No. 3

質問	資料名	性能仕様書
	ページ	8
	項目	(定期の確認)第18条2
	内容	「本業務は、【業務評価マニュアル】を用いて実施業務の評価を行う。」とありますが、本事業で用いられる【業務評価マニュアル】について、事前に開示いただくことは可能でしょうか？
回答	【業務評価マニュアル】は、公益社団法人 日本水道協会の『水道施設管理業務評価マニュアル 改訂版』を参考に、優先交渉権者と契約締結までに協議を行って決定するため、提示できません。	

No. 4

質問	資料名	性能仕様書
	ページ	12
	項目	(防災の措置) 第32条
	内容	「異常事態が予想される場合は業務従事者2名以上(運転管理員を含まない)が出動可能な状態とし」とありますが、設計時点では年に何回で積算されているかをご教示願います。
回答	貴社の業務計画に基づき積算してください。	

No. 5

質問	資料名	性能仕様書
	ページ	15
	項目	(取替消耗品の調達) 第42条
	内容	質問内容取替消耗品について「乙は,精密点検及び関連業務で用いる取替消耗品を調達する。」、「2 調達する取替消耗品は,特記仕様書【特記-7】「7.精密点検及び関連業務」に記載のとおりとする」とありますが、特記仕様書【特記-7】「7.精密点検及び関連業務」に記載の取替消耗品が廃盤等の理由により調達が困難となった場合、協議の上で仕様を変更することは可能でしょうか？
回答	仕様の変更は可能です。	

No. 6

質問	資料名	
	ページ	
	項目	
	内容	質問内容契約条件を確認するために、提案書提出前に、契約書(案)などを開示いただくことは可能でしょうか？
回答	優先交渉権者と契約締結までに協議を行って決定するため、提示できません。	